

基本方向 1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

基本施策 1 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実

施策 1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します

【重点施策】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
性と健康の相談センター事業	○	○	○	○	○	○	カラダの変化に伴う性に関する悩み、妊娠・出産に関する正しい知識、不妊・不育に関する悩み、流産・死産等で小さなおこさまを亡くされた痛みなど、性や生殖に関するカラダとココロの悩みに寄り添い、自分らしい選択ができるようサポートすることを目的として相談支援を実施しています。	利用者にアンケートを実施し、満足と答えた割合	100%
不妊治療費等助成事業					○	○	こどもを安心して産み育てられるよう、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、検査及び治療に要する費用の一部を助成します。 【不妊検査費助成】 不妊検査に要した費用の一部を助成します。 【先進医療にかかる不妊治療費助成】 特定不妊治療に併せて実施した先進医療の治療費の一部を助成します。	・申請件数 ① 妊妊検査費助成事業 ② 特定不妊治療費（先進医療）助成事業	① 1,024件 ② 2,068件
妊婦健康診査事業	○						妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に見出し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。	妊婦健康診査の受診率	83.70%
赤ちゃんへの気持ち質問事業		○					児童虐待予防の観点から出産後から3か月児健康診査までのできるだけ早期に助産師又は保健師が養育者宅を家庭訪問し、自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」を用いて養育者の赤ちゃんに対する愛着を客観的に把握、評価したうえで、必要に応じて早期支援につなげます。	母子訪問・乳児家庭全戸訪問・専門的家庭訪問支援事業の対象者への自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」実施率	99.90%
産後ケア事業		○					産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、ショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）、アウトリーチ（訪問型）の利用を通じて、母親の心身のケアや育児のサポートなどの支援を行います。	利用者のうち、育児に自信が持てるようになった人の割合	98.70%
多胎児家庭外出支援事業		○					多胎児を連れたる外出は、移動にベビーカー等を使用する保護者にとっては公共交通機関の乗り継ぎ等において身体的負担が大きいため、満5歳児以下の多胎児（双子、三つ子など）を養育している保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成します。	使用割合（交付者数に対する利用率）	63.00%
4歳児訪問事業		○					4歳児を対象に保健師等が未就園児の家庭や保育所・幼稚園等への訪問などを行い、就学前までに必要な生活習慣を身に付けるための健康教育や子育て相談等を実施するとともに、事業効果を高めるため、絵本を配付します。また、必要に応じて継続的支援につなげます。	住民票等により把握している全4歳児等の対象児童との接触（絵本の配付）	100%
プレコンセプションケア	○	○	○	○	○	○	将来の健やかな妊娠や出産、未来の子どもの健康の可能性を広げるために、妊娠などに関する正しい知識を得られるよう普及・啓発を行っています。	-	-
不育症治療支援事業					○	○	不育症の方の経済的負担の軽減を図るため、研究段階にある不育症検査のうち、有効性・安全性等が評価されており、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。	-	-
妊婦のための支援給付事業	○	○					妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦や産婦の方に給付金を支給します。	-	-
妊婦等包括相談支援事業	○	○					妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。	-	-
周産期緊急医療対策事業	○	○					ハイリスクの新生児や妊産婦を、24時間体制で高度な医療機能を有する医療機関に緊急搬送し、適切な治療が受けられる体制を確保するため、周産期の緊急医療体制を整備するとともに、かかりつけ医のない妊産婦や婦人科疾患の救急搬送体制として、救急搬送体制協力病院を当番制で確保し、一時対応病院として受入を図ります。	-	-
父親の育児参加啓発事業	○						初妊婦及びその夫等に対し、「プレパパ・ママの育児セミナー」を開催し、父親に対し母性及び乳幼児についての知識向上を促し、育児への参加啓発を図ります。また、この機会をとらえて、悩みや不安を傾聴し、相談に応じたり、参加者同士の交流を行うことで、相談相手や仲間づくりを促進します。	-	-
母親教室	○	○					妊婦教室：妊娠から産後の健康や、新生児期から生後3か月までの保健・育児について、助産師・保健師・栄養士による相談支援を行うとともに、妊婦同士の交流や情報交換を行います。 また、離乳食講習会：栄養士が離乳乳中期・後期・完了期の離乳食の進め方に関する相談支援を行います。	-	-
養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）	○	○					妊娠中の生活や産後の育児に不安があり、特に養育支援が必要であると判断した妊婦や産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。	-	-
地域ふれあい子育て教室事業	○	○					保健師・栄養士などが地域の施設等に出向き、乳幼児とその養育者の相談に応じるとともに、養育者相互の交流を推進することにより身近な相談相手を確認し、養育者の育児不安の軽減と乳幼児の健康の保持増進を図ります。	-	-
乳児家庭全戸訪問事業		○					出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや発症や児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。	-	-
（後掲）利用者支援事業（基本型）	主たる記載は基本方向 5 へ							-	-
（後掲）利用者支援事業（地域子育て相談機関）	主たる記載は基本方向 5 へ							-	-
（後掲）こども家庭センターの運営（利用者支援事業（こども家庭センター型））	主たる記載は基本方向 5 へ							-	-

基本方向 1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

施策 2 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します

【重点施策】こどもの健康や安全を守る仕組みの充実

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
乳児一般健康診査		○					生後27日～6週と生後9～11か月の乳児を対象に、大阪市が委託する医療機関において、必要な健康診査を公費負担で実施し、乳児の病気及び発育・発達上の課題を早期発見し対応するとともに、適切な保健指導を行うことにより、養育者の育児不安を解消し、乳児の健康の保持・増進を図ります。	乳児一般健康診査受診率	前期88.2% 後期87.7%
3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業		○					3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の病気及び発育・発達上の課題の早期発見とその対応を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。	受診率 ① 3か月児健康診査 ② 1歳6か月児健康診査 ③ 3歳児健康診査	①96.5% ②95.8% ③94.0%
新生児聴覚検査		○					聴覚障がい、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査費用の一部公費負担を実施します。	新生児聴覚検査受診率	92.50%
4・5歳児発達相談事業		○					3歳児健康診査以降小学校就学までの幼児のうち、発達障がいの疑いのある児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が個別相談を行い、専門医療機関の紹介や養育者への支援を行います。	相談件数	246件
感染症に関する正確な知識の普及啓発		○					感染症の予防に関する正しい知識について、ちらしを作成し、各区保健福祉センターで実施する乳幼児健診など、さまざまな機会を通じて啓発します。	—	—
食に関する相談や指導の推進 →基本方向 2 から移設		○					母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。	—	—
食に関する情報や学習機会の提供 →基本方向 2 から移設		○					出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。	—	—

基本方向 1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

基本施策 2 多様な教育・保育サービスの充実

施策 1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します

【重点施策】乳幼児期の教育・保育内容の充実

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
就学前教育カリキュラムの普及と活用		○					乳幼児期に基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、就学前教育において普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知・徳・体をバランス良く総合的に育むことを重視した就学前教育カリキュラムを平成27年 3 月に策定しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（改定）等をふまえ内容の見直しと充実を図り、平成31年 3 月に就学前教育カリキュラムを改訂しました。教育・保育施設等への一層の普及を図り、活用を促進するとともに、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深めることにより、就学前教育における取組の充実を図ります。	①就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の保護者の割合 ②就学前教育カリキュラムの活用についてのアンケートにおいて、肯定的に回答する教育・保育施設の割合	①92.3% ②公立100% 民間59.8%
公私幼保合同研修・研究		○					保育・幼児教育センターにおいて、公立及び私立の幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等の教職員を対象に、就学前施設に共通するテーマに関する研修を企画・実施し、また、幼児教育・保育に関する研究などを合同で行うことにより、大阪市における幼児教育・保育の質の向上を図ります。	・合同研修において、今後の教育・保育に生かすことができるといった受講者の割合	96.10%
保育士等キャリアアップ研修事業		○					こどもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっていくことから、保育現場において多様な課題への対応や若手の指導等を担う職員を育成するため、国のガイドラインに基づき、専門分野別研修、マネジメント研修、保育実践研修を実施します。	募集定員のうち、受講人数の割合	97.60%
保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続推進		○	○				就学前教育から小学校教育への円滑な移行をめざし、こどもの発達や学びの連続性、一貫性を確保し、体系的な教育を組織的に行うための連携・接続の進め方とあり方を研究します。 小学校を核にした近隣の教育・保育施設等を 1 つのブロックとし、ブロックごとに学識経験者等の助言・指導を受けながら連携・接続に関わる研究や実践を行い、公開授業や公開保育、報告会等で、教育・保育施設等や市内小学校に向けて発信します。 また、教育・保育施設等及び小学校等の教職員を対象とした「保幼こ小連携・接続研修」を実施し、連携・接続のあり方やその推進について施設種別を越えて共に学び、理解を深める機会を提供します。	保幼こ小連携・接続推進に関わる事業等の参加者アンケートで「今後の教育・保育に生かすことができるといった」に肯定的回答をした割合	98.90%
就学前児童を対象とした施設等における読書活動の推進		○					乳幼児期から読書に親しむことができるよう、市立図書館から教育・保育施設や子育て支援施設等への配本の回数を維持し読書環境の整備を支援します。 2台の自動車文庫（移動図書館）「まちかど号」が子育て支援施設等を含む100か所以上のステーション（巡回場所）を月に 1 回巡回することで、身近な場所での読書機会の提供を行います。	・市立図書館からの配本回数	439回
保育所等における食育の推進		○					健康的な生活の基本となる望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全育成を推進するために、保育所給食そのものを「食育」の中心とし、食に関わる体験を積み重ね、保護者と連携しながら児童の「食を営む力」をはぐくみます。	－	－
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業		○					地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	－	－
（後掲）保育人材の確保対策									

施策 2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します

【重点施策】待機児童を含む利用保留児童の解消

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
保育所等の整備		○					待機児童の早期解消を図るとともに、保育を必要とするすべてのこどもの入所枠を確保するため、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の整備や認可外保育施設から認可施設への移行の支援などを行います。 また、大規模マンションの建設にあたっては、建設計画が固まる前の段階で、大阪市との協議を義務付けることにより、効率的かつ効果的な保育施設等の整備を進めます。	・保育ニーズに対応するための入所枠確保（待機児童数、利用保留児童数）	2人 （令和6年4月1日現在）
保育人材の確保対策		○					待機児童解消に向けて、保育所の整備等により保育を必要とする児童の入所枠確保に取り組むとともに、深刻な保育士不足の状況を踏まえ、保育人材の確保支援に取り組みます。 保育士等の離職防止を図るため、保育士の定着支援や働きやすい労働環境の実現に向けた支援を行うとともに、現在保育所等において勤務していない保育士資格保有者や保育士養成施設の学生等に保育所等への就職を促し、保育人材を確保します。	保育ニーズに対応するための入所枠確保（待機児童数、利用保留児童数）	2人 （令和6年4月1日現在）
地域型保育事業連携支援事業		○					保護者の多様な保育ニーズと低年齢児の保育需要に対応するため実施する地域型保育事業について、「保育内容の支援」・「代替保育」・「3 歳児の受入」を行う連携施設の確保を促進するため、代替保育や交流事業の実施等に必要な経費を支給します。	連携施設の確保の割合	65.30%
一時預かり事業（幼稚園在園児対象）		○					保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。	延べ利用者数	

【重点施策】在宅等育児への支援

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		○					全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化することを目的として、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度を実施します。	認定数に対する受入枠の充足率	－
一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）		○					保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。	年間延べ利用人数	51,236人日
子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）		○					保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1 週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。	－	－
病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）		○					こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。	－	－
（後掲）地域子育て支援拠点事業	主たる記載は基本方向 5 へ								
（後掲）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	主たる記載は基本方向 5 へ								

基本方向 1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

保育サービスの充実									
取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
子育て支援員研修		○					特定教育・保育施設等へ従事することを希望する者に対し、従事するうえで必要な知識や技術等を身につけるための研修を実施することにより、教育・保育施設等における支援の担い手となる子育て支援員の育成を図ります。	－	－
多様な主体の参入促進事業		○					保育の受け皿拡大や、住民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を進めるために、民間事業者の参入を促進し、新規参入事業者が保育の質を確保したうえで、安定的かつ継続的な事業運営を行うことができるように支援します。	－	－
休日保育支援事業		○					休日保育を実施する保育所等に対して、休日保育を担当する保育士を確保することにより、安定的な休日保育の実施を図ります。	－	－
延長保育事業（時間外保育事業）		○					近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、就労と子育てなどを両立できる環境を整備します。	－	－
（再掲）保育人材の確保対策									
施策 3 保育の質を向上します									
【重点施策】安全・安心な保育の提供									
取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
保育所等の事故防止の取組強化事業（巡回指導等）		○					死亡事故等の重大事故ゼロをめざし、認可・認可外を問わず全ての保育施設を対象に、重大事故が発生しやすい「食事中、午睡中、プール活動・水遊び中」の場面に重点を置いて、巡回支援指導員が事前通告なしに施設を訪問し、保育状況を確認のうえ、必要に応じ助言・指導を行うとともに、指導監査部門等と十分な連携を図ります。	対象施設への訪問実施率	100%
アレルギー対応等栄養士配置事業		○					栄養士を加配することで、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を支援します。 自園調理による給食提供、アレルギー対応給食実施の明示、調理員配置基準を満たしたうえで栄養士を加配している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対し、栄養士の雇用経費の一部を支給します。	加配栄養士配置率	63%
認可外保育施設の指導監督強化		○					認可外保育施設の施設状況を把握するとともに、立入調査等を通じて、児童の処遇等の保育内容・環境に関して指導します。立入調査実施後、不備がある場合は、不備内容に関する改善報告を求めるなど改善指導し、改善に至らない場合については、繰り返し指導するとともに、改善勧告等必要な指導を行います。	すべての認可外保育施設に対して立入調査を実施し、認可外保育施設指導監督基準による指導を行ったうえ、証明書発行を行う施設数の割合	92%
保育サービス第三者評価受審促進事業		○					保育の質の確保・向上、保育所等の適正運営の確保及び事業の見える化推進等のため、市内民間保育所等の福祉サービス第三者評価の受審率を向上させる方策として、子ども・子育て支援新制度における公定価格の「第三者評価受審加算」の拡充に先駆けて、大阪市独自に受審費用を補助します。	市内の保育所等（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所）で福祉サービス第三者評価を受審した施設数	25か所
施設指導監査の強化支援事業		○					保育施設等におけるマネジメント力向上のための専門的な助言指導や、安全安心な保育の提供のための経験豊富な専門職（保育士、幼稚園教諭、栄養士）等を配置するとともに、監査法人・公認会計士の監査への同行及び助言による不適正な会計処理の早期発見や、弁護士による助言を受けることによる法的な問題に対する適切な対応など、指導監査の強化支援を行います。	－	－
保育所給食における配慮を要することもへの個人対応の充実		○					保育所の給食において、特定のアレルギー体質や医療的ケアが必要なこどもに対して、健康被害を防止する取組を行うなど、配慮を要することもへの個人対応の充実を図ります。	－	－
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）		○					「保育所等における事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」として、保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行うほか、保育士の事故防止の取組みへの支援を行うことで、仕事と子育ての両立を支援し、児童の安全安心な保育環境の向上を図ります。	－	－
（再掲）保育人材の確保対策									

基本方向 2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

基本施策 1 こども・若者が自立して生きる力の育成

施策 1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します

【重点施策】成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
地域こども体験学習事業		○	○				身近な地域でこどもを育成する大人や団体が、幼児から学童期のこどもに対し、自然体験、文化体験、ものづくり体験などの多様で基礎的な実体験ができるプログラムを提供できるよう、体験活動を通したこどもの育成手法等に関する研修・啓発を実施します。	①研修事業を通して地域でこどもを育成する意欲を高めた団体の割合 ②研修事業を通して体験活動を今後の活動に取り入れていく考えをもった団体の割合	①94.2% ②94.2%
こども 夢・創造プロジェクト事業			○	○			社会資源や文化的資産、多彩な人材などの貴重な財産を生かし、市内の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校等と協働で、こどもたちのあこがれる人物や大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。	体験プログラムに参加した小・中学生にアンケートをした結果「さらに学びたい」と答えた割合	95.30%
習い事・塾代助成事業			○	○			子育て世帯の経済的負担を家庭の状況によらず軽減するとともに、こどもの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会をひとしく提供するため、市内在住の小学 5 年生～中学 3 年生を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額 1 万円を上限に助成します。	①登録事業者数 ② カード利用率	①4,029事業者 ②53.25%
児童いきいき放課後事業			○				大阪市立小学校及び各地域との協力のもと、大阪市内に居住する全ての小学生を対象として、放課後の安全・安心な「居場所」を提供し、小学校期における人間形成にとって大切な集団活動や異年齢との交流、並びに、主体的な遊びや学びの機会を通して、児童自身がたくましく生きる力をはぐくめるよう、健全育成を図ります。	児童いきいき放課後事業による児童の育成について満足と回答した保護者の割合	74.70%
留守家庭児童対策事業			○				保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、放課後に遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。	各放課後児童クラブによる児童の育成について満足と回答した保護者の割合	79.30%
キッズプラザ大阪		○	○				キッズプラザ大阪はこどものための遊体験型学習施設であり、多くのこどもたちに学校や家庭等ではできない学習機会を提供します。	－	－
こども文化センター		○	○	○			舞台を活用した優れた演劇、音楽、映画等の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通してこどもの豊かな感性と創造性をはぐくみ、こどもの芸術文化に関する情報収集や相談、指導者を養成します。	－	－
信太山青少年野外活動センター		○	○	○	○	○	大都市において自然にふれる機会が少なくなってきた中、豊かな自然に恵まれた施設の環境を活用し、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、さまざまな創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供する事業を実施します。	－	－
こども本の森 中之島		○	○				「こども本の森 中之島」は、建築家の安藤忠雄氏から建物の寄附を受けて開館した文化施設であり、こどもたちが本や芸術文化等にふれることができる機会を提供します。	－	－
トップアスリートによる「夢・授業」			○				オリンピック等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市立小学校を訪問し、こどもたちを対象として、技術指導や講演を行うことにより、こどもたちの「夢」をはぐくみ、スポーツへの興味関心を喚起します。	－	－
総合型地域スポーツクラブ設立及び活動支援事業			○	○			各区、小・中学校校区に総合型地域スポーツクラブを設立することで、こどもや青少年が、スポーツ活動などに参加できる機会の提供や指導者の確保を図ります。また、活動成果の発表できる機会や、仲間との交流を深められる機会も提供します。活動を通じ、人と人のつながり、地域づくりを進める仕組みを作ることにより、地域活動を効果的に推進するよう支援します。	－	－
おおさか子ども市会			○	○			次代を担う子どもたちが、市会本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的として実施します。	－	－
学校活性化推進事業（校長経営戦略支援予算）			○	○			校長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性をもって人的又は物的な資源を教育内容と効果的に組み合わせ、校長経営戦略支援予算を活用して地域の実情等に応じた取組を推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実を図ります。	－	－
東部いきいき市場・夏休み子ども市場体験ツアー			○				全国から集まる新鮮で豊富な食材が目の前で取引される現場を体感し、旬の食材などの知識を学ぶことで、食育の推進を図るとともに、市場の役割や生鮮食料品の流通の仕組み等を情報発信することで、市場への理解を深め、消費促進に繋げることを目的としています。	－	－
小学校向けごみ減量・3 R推進のための出前授業（体験学習）			○				ごみ減量、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）推進を目的に、ごみの分別や3 R、食品ロスの削減などをわかりやすく説明し、ごみの減量につなげるだけでなく、資源の大切さや地球環境などについて、家庭で考えるきっかけとなるよう取組を進めます。また、家庭や学校生活の中で簡単に実践できるように、ごみ分別や3 R、環境問題について、クイズやゲームなどで楽しみながら学習し、幼少期から地球環境を守ることの大切さの理解を促進します。	－	－
青少年センター			○	○	○		音楽・美術等の興味がある分野において、自主的に活動することは、青少年の創造性や個性の伸長につながり、青少年同士のつながりを深め、協調性や人への思いやりを深めていく重要な機会となることから、施設の提供やワークショップ、講演会・講習会などを実施します。	－	－
青少年層に対する防火・防災研修の充実強化			○	○			将来の地域防災の担い手の防火・防災意識の向上と技術の習得を図るため、小学生、中学生を対象とした防火・防災研修を実施します。	－	－
第一級の芸術にふれる機会の充実	対象年齢の区別なし						大阪の優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽にふれる機会を提供し、次世代を担うこども・青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しみきっかけとします。	－	－
知識創造型図書館機能の充実	対象年齢の区別なし						「いつでも、どこでも、だれもが、課題解決に必要な情報にアクセス可能な創造都市の知識・情報基盤」として、図書館の資料やデータを活用して、多様な学習ニーズに対する支援を行います。児童生徒が大阪の歴史や文化を調べるのに役立つ各区のこども版調べかたガイドやブックリストを作成し、郷土資料やデジタルアーカイブ・商用データベース等を使った調べ学習等に役立つ情報を積極的に発信します。	－	－
生涯学習の支援	対象年齢の区別なし						「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち」「多様な市民が支え合い共に生きるまち」の実現をめざし、学習機会の充実を図るとともに、生涯学習を支える人材育成、学びによるネットワークづくりを進め、各ライフステージ及び市民の多様なニーズに応じた生涯学習を支援します。	－	－

基本方向 2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

施策 2 社会で共に生きていく力を育成します

【重点施策】道徳心・社会性の育成

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
道徳教育の推進			○	○			就学前教育では規範意識を育成することに重点を置き、小・中学校では特別の教科である道徳を要として、各校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、体験活動の推進を図ります。 また、研修を通じて教員の指導力の向上を図り、指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、モデル校での実証研究などによりカリキュラムの開発・普及に努めます。さらに、学校全体での指導協力体制の充実を推進します。	道徳教育推進教師研修・学校園運営研修（道徳教育）を受講して、「自校の取組に活用できた」と回答する学校の割合（％）【本市調査（道徳教育事業評価アンケート）】	96.20％
特別支援教育の充実			○	○			障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。そのために、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実させます。学びの充実に向けては、教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導を活用し、校園内における支援体制の充実と強化を行います。加えて、障がいの状態や特性に応じ、音声読み上げ機能の活用や文字の拡大など、ＩＣＴを活用した学習を推進します。	特別支援教育に関する研修や巡回指導の活用等によって、教員の特別支援教育の専門性が向上し、校園内の指導・支援体制の充実が図れたとする学校園の割合	88.00％
キャリア教育の充実			○	○			社会的・職業的自立に向け、こどもの発達段階に応じて、キャリア発達にかかわる「人間関係形成能力・社会形成能力」をはじめとする諸能力を育てるため、特別活動と各教科等との関連を図るとともに、様々な体験的学習やキャリア・パスポートの活用を通して、体系的・系統的にキャリア教育を進めます。	キャリア教育に係るアンケートにより、「新しい生活様式」において、大学や企業等と連携し、職業に関連したキャリア教育に取り組んだ小中学校の割合（％）【本市調査】	小学校：80.7％ 中学校：94.6％
人権を尊重する教育の推進			○	○			各学校園で作成した「学校園における人権教育・啓発推進計画」のもと、教育活動全体を通じ発達段階に応じた系統的な人権教育を実施します。また、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、豊かな人権感覚を醸成し、実践的な指導力を向上させる人権教育研修を推進します。	－	－
多文化共生教育の推進			○	○			各学校園におけるカリキュラム・マネジメントにおいて、多文化共生教育の取組を総合的横断的に位置付け、教育課程内外で体系的に実践を展開します。 また、在日外国人のこどもの特性の伸長・活用を図り、こどもの自己のアイデンティティを確立させるとともに、他のこどもとの相互啓発を通じた国際理解を進めるために、校園での国際理解教育の推進の支援、「総合的な学習の時間」等を利用した体験学習の指導者の派遣、在日外国人のこどもの教育相談や「国際クラブ」等の指導者の派遣を実施します。 さらに、帰国・来日直後のこどもに対して、特別的教育課程にもとづいて、日本の学校生活を学び、学校生活に必要な初期の日本語の習得を図ります。日本語指導の必要なこどもに対して、教科における日本語指導の充実を図ります。	－	－
安全教育の推進（学校園）			○	○			・「学校安全計画」に基づいた学校園の安全に関する体制の一層の充実等に取り組むとともに、児童生徒が主体的に自らの安全を確保できるよう、計画的・継続的に安全教育を実践します。 ・指導事例を活用した情報モラル教育の推進や、スマートフォン等の節度ある適切な使用ルールの策定と家庭への協力依頼に係る周知・進捗管理を行います。	－	－
防災・減災教育の推進			○	○			学校教育において、災害発生時に、「減災」の考え方をふまえ、自ら危険を回避するために主体的に行動する態度と、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する態度の育成に努めます。また、防災・減災教育の充実に向け、区と連携した「防災・減災カリキュラム」作成・活用の推進、モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究や「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の改訂、教職員を対象とした研修の実施などに取り組みます。	－	－
環境を守る意識の醸成			○	○			大阪市の環境の特色をふまえた内容で構成する副読本「おおさか環境科」を市立の小・中学校及び義務教育学校に配付して授業での活用を図るほか、市内小学生を対象に自ら進んで環境に配慮した行動を実践する態度を育てることを目的とした「こどもボスターコンクール」の実施、地域ニーズに応じた環境学習講座や環境イベント「ECO緑日」の開催など環境教育・啓発を進めています。 また、小学校において、さまざまな生き物たちが、つながりながら生息・生育していることを知ることで、児童の環境や生き物の多様性を守る行動へとつながっていくことをめざし、体験型の出前授業「小学校での生き物さがし」を実施するほか、小・中学校の壁面緑化を進め、ヒートアイランド現象の緩和を図る取組を実施しています。	－	－
消費生活に関する情報や消費者教育にかかる機会の提供			○	○	○		若年者が消費生活の基礎知識や消費者トラブルの対応策を身につけ、自立した消費者となることを目的に、若年者向け啓発冊子を作成し、市立中学校の各３年生を対象に配布します。また、小・中学校や高等学校、大学や専門学校等へ講師を無料で派遣して、上記目的に沿った若年者向け教育講座を実施します。	－	－

施策 3 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します

【重点施策】学力の向上

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
学力向上支援チーム事業			○	○			学力に課題の見られる児童生徒（区分Ⅳ）の支援として「全国学力・学習状況調査」及び「小学校学力経年調査」「中学生チャレンジテスト」等の結果分析から見えた課題に対し、教育ブロック担当指導主事や指導技術に長けた元校長などから構成される「支援チーム」が全小中学校を区分Ⅳの割合に応じた訪問を通して、実践的指導を行い、教員の授業力向上を図ります。	令和７年度全国学力・学習状況調査において、学力に課題のある児童生徒（区分Ⅳ）の割合を全国平均にする。	・小学校 国語25.1％(24.0％) 算数21.2％(19.5％) ・中学校 国語23.6％(19.4％) 数学20.2％(17.6％) ※（ ）は全国
言語活動・理数教育の充実			○	○			学習の基盤となる資質・能力や現代的諸課題に対応して求められる資質・能力等を育成するため、文理融合的な内容を含む「総合的読解力育成カリキュラム」の開発・実施、理科特別授業の実施等、言語活動・理数教育を通して思考力・判断力・表現力等の育成に取り組めます。	①「総合的読解力育成カリキュラム」に基づく読解力の育成に毎週1時間以上授業として取り組む学校の割合（％） ②「理科の勉強は好きですか」に対して肯定的に回答する小学６年生の割合（％）	①— ②69.6％
全市共通テスト等の実施と分析・活用			○	○			小学校３～６年生を対象に「大阪市小学校学力経年調査」、中学校１年生を対象に「大阪府版チャレンジテストplus」（社会・理科）を実施することにより、個に応じた教育及び学校の課題に応じた支援の充実を図ります。 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等における学習習慣や生活習慣などの学習状況に関する項目の回答状況と教科に関する調査の結果から、学習環境と学力との関係性や経年的な変化を分析し、学力向上のための施策や家庭・地域への啓発のあり方などの改善に役立てます。	・「全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と併せて分析し、具体的な教育活動の改善や指導計画等への反映を行っていますか」に対して、最も肯定的な「よく行っている」と回答する小中学校の割合	小学校 26.2％ 中学校 25.6％
英語教育の強化			○	○			小・中学校９年間を見通した英語教育を実施し、児童生徒の発達段階に応じた「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の４技能５領域をバランスよく総合的に育成するとともに、コミュニケーションを図る資質・能力の向上をめざします。	－	－
ICT学習環境を活用した教育の推進			○	○			大阪市学校教育ＩＣＴビジョンに基づき、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ＩＣＴを日常的かつ効果的に活用し、これまでの実践とＩＣＴを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。 また、ＩＣＴを活用して児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。	－	－

基本方向 2 ～学童期・思春期～
こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

【新規】	ブロック化による学校支援事業			○	○			市域を 4 つのブロックに分け、各ブロック統括者のマネジメントのもと、域内の学校への指導助言等を担当するラインを設置し、全小中学校の独自の課題に対応するため、ブロック担当指導主事と校長が連携し、各校の学力状況に応じた効果的な取組を実施します。	-	-
	学校図書館の活性化			○	○			学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、教科学習だけでなく、全ての教育活動で活用でき、子どもたちの学びを支えています。全小中学校及び義務教育学校での学校司書の配置や蔵書の充実等、学校図書館の環境整備を行い、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の充実に取り組みます。 市立図書館は、調べ学習用図書や一斉読書用図書のほか、障がいのある児童生徒向けのバリアフリー図書や、外国につながる児童生徒向けの外国語資料等の団体貸出を行います。	-	-
	国際バカロレア教育の導入			○	○			本市教育振興基本計画や学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」、「課題解決」など探究・協働学習を推進していることから、探究・協働学習の深化や、グローバル人材の育成及び持続可能な社会の担い手の育成をめざすため、国際教育プログラムである、国際バカロレア教育の導入に向けて取り組む。 学びの連続性や公平性の観点から、児童生徒の全市募集を行っている施設一体型小中一貫校の 1 校に導入し、今後の展開については、効果検証を経て検討する。	-	-
	〈再掲〉多文化共生教育の推進									

施策 4 健康や体力を保持増進する力を育成します

【重点施策】健康や体力の保持増進

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
こどもの体力向上支援			○	○			こどもの体力・運動能力の向上に向けて、教員の指導力アップを図るための講習会や研修会を開催し、その取組や成果を全市に発信します。 さらに、こどもたちが運動やスポーツに参加できる取組・企画を実施するなど、運動やスポーツに親しむ機会を確保する取組を進めます。	「1 週間の総運動時間」が60分未満の児童生徒の割合(%) 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	児童14.4% 生徒24.0%
部活動の改革			○	○			「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト」に基づいた部活動の充実に向け、地域等の人材を活用するとともに、関係団体と連携しながら、生徒の発達段階をふまえた指導者講習会などを開催することにより、部活動への支援を進めます。これらに加えて、部活動指導員を配置することにより、部活動指導体制の充実に図ります。	①教職員人権教育研修受講者アンケートで「人権に関する認識の再確認ができた等」の旨の割合 ②部活動指導員配置校生徒アンケートで「部活動でやりがいを感じている」とする旨の回答の割合 ③部活動指導員配置部活動の顧問教員アンケートで「配置前と比べて部活動指導時間が減少した」とする旨の回答の割合	①98.7% ②89.3% ③90.1%
学校における食育の推進			○	○			成長期にある児童生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を 9 年間を通して身に付けることができるよう、「食に関する指導の全体計画（年間指導計画を含む）」に基づき食育を推進します。また、ICTを活用した食育の充実に図ります。	食に関する指導の全体計画の作成はもとより、健康課題の解決にむけた個別的な相談指導を行っている学校の割合	小学校 87.9% 中学校 78.6%
学校における健康教育の推進			○	○			こどもの発達段階に応じた健康に関する指導を推進するとともに、手洗いの励行などの日常指導を実施し感染症予防に努めます。 また、「学校保健計画」等に基づき、心の健康、喫煙、飲酒、薬物乱用、生活習慣病、感染症などの現代的課題に対して正しい知識が身に付くよう適切な指導を進めます。	-	-
地域スポーツ施設の管理運営		○	○	○			各区スポーツセンターを予約なしで利用できる「一般開放DAY」、各区スポーツセンターや屋内プールを利用した各種スポーツ教室を実施することにより、こどもの基礎体力の向上をはじめ、運動習慣の形成、体験機会の充実等に取り組みます。 また、廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した水泳等の場を提供し、又は当該エネルギーの活用に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、循環型社会形成に関する市民の意識の高揚を図るとともに、市民の健康を増進します。	-	-
薬物関連問題相談				○	○	○	薬物依存症に関する問題ついて、当事者、家族、支援者等を対象に、依存症治療専門医療機関に従事する医師および依存症相談員、精神保健福祉相談員による面接相談を実施している。	-	-
学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進				○			学校教育の一環として、市立中学校の各生徒にエイズ予防情報誌を配付し、HIV/エイズ予防に関する普及啓発を行い、今後の予防行動につなげます。また、12月 1 日の世界エイズデーにあわせポスターのデザイン案作成の協力依頼をし、感染症に対する正しい知識の普及啓発や健康教育を推進、感染予防を図るとともに、エイズや性感染症の予防に向けて、発達段階に応じて正しい知識の普及啓発を実施します。	-	-
食に関する相談や指導の推進 →基本方向 1 へ移設		⊖						-	-
食に関する情報や学習機会の提供 →基本方向 1 へ移設		⊖						-	-

施策 5 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
保護者や地域住民に開かれた学校園の運営			○	○			すべての学校園に設置している学校協議会において、運営に関する計画の策定などに保護者や地域住民など学校関係者の意向を反映するとともに、学校関係者が評価することを通じて、学校関係者との連携による開かれた学校運営を進めます。 また、学力の状況などの学校情報を保護者や地域住民などに積極的に提供し、学校運営における説明責任を果たします。	-	-
大阪市学校体育施設開放事業		○	○	○	○	○	大阪市の小・中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供します。	-	-
地域学校協働活動の推進			○	○			中学校区に学校元氣アップ地域本部を設置し、学校園・家庭・地域の連携により、学校支援ボランティアを募集し、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化などを進めます。 また、小学校区のはぐみネットの取組を支援するため、区役所と連携し、取組の中心となるはぐみネットコーディネーターを対象とした研修や実践交流会の実施などを通じて活動を支援します。 あわせて、はぐみネットと学校元氣アップ地域本部が学校協議会と連携し、学校における教育活動のサポートの充実につなげます。	-	-
家庭教育に関する情報提供や学習支援		○	○	○			保護者が家庭において、こどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する啓発や情報の発信、家庭教育に関する講演会や懇談会の開催など学習機会の提供を行います。 また、P T Aをはじめとする社会教育関係団体等が行う、家庭教育に関する学習活動を支援します。	-	-

基本方向 2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

基本施策 2 こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実

施策 1 思春期のこども・若者の健康を守る取組を充実します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
思春期関連問題相談			○	○			思春期は心身の急速な成長・発達に伴い、精神的にも不安定な状態に置かれやすい時期であり、様々な不安や葛藤等に端を発して、精神障がいを引き起こしやすいことが知られている。不登校やひきこもり等の適応障がいや摂食障がい、心身の症状等の問題に対し、早期に専門的な立場から専門相談を実施します。	－	－
健全母性育成事業				○			思春期健康教育に関する専門知識等を備えているものが中学校へ出向き、中学 1 年生～ 3 年生の発達段階に応じた効果的な思春期健康教育を実施します。また、集団健康教育実施後に、思春期に特有の医学的問題及び思春期における不安や悩み等について、個別相談を実施し、思春期の男女の個人的な健康不安の解消を図ります。	－	－
たばこに関する正しい知識の普及啓発		○	○	○			たばこ（未成年喫煙対策・受動喫煙防止対策等）に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座などさまざまな機会を通じてたばこの健康への悪影響を発信します。	－	－

施策 2 いじめや問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応のための仕組みを充実します

【重点施策】いじめへの対応

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
いじめ・問題行動等への対応			○	○			・警察官経験者や児童生徒の指導経験者である生活指導支援員の配置や、生活指導サポートセンターの運用により、いじめ・暴力行為などの課題を抱える学校に対して支援を行っています。また、大阪市版スクールロイヤーの派遣による法的な観点での支援や、スクールソーシャルワーカーを各区役所に配置し、こどもサポートネットの業務及び教育的支援を行うことにより、すべての学校への支援にスクールソーシャルワーカーが関わるができる体制を構築しています。 ・さまざまな悩みを抱える児童生徒に対し、ＳＮＳを活用した相談窓口を設置し、より多くの児童生徒から直接、相談を受け付けることにより、問題の未然防止や深刻化の防止を図っています。 ・いじめ、問題行動等の対応についての理解を深めるために、管理職、生活指導担当教員等対象の研修を行っています。 ・いじめ重大事態事案への迅速な対応のため、第三者委員会を常設化しています。 ・校則については児童生徒が自主的に守るよう、必要かつ合理的であるが等、適宜点検・見直しを行っています。	①「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対して、最も肯定的な「思う」と回答する児童生徒の割合 ②「学校のきまり（規則）を守っていますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合	①小学校：81.2% 中学校：80.5% ②小学校：93.5% 中学校：97%
スクールカウンセラー事業			○	○			大阪市立小学校、中学校、義務教育学校に配置しているスクールカウンセラーが、不登校やいじめ、友人関係等、こどもやその保護者、教職員の相談に応じます。	①スクールカウンセラー配置数(全中学校配置数、全小学校配置数) ②相談件数 ③相談回数	①288人（中学校:137人 小学校:151人） ②8,256件 ③49,554回

施策 3 不登校等の未然防止、早期発見、適切に支援するための仕組みを充実します

【重点施策】不登校等への対応

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
不登校への対応			○	○			・不登校の児童生徒に対する学習の場の提供として、令和 3 年度より、市内 3 か所に大阪市教育支援センターを設置し、学習支援等を実施しております。また、令和 6 年度より、学びの多様化学校として大阪市立心和中学校を開校し、特別に編成された教育課程に基づく教育を実施し、社会的自立を目標に自己肯定感及び自己有用感を醸成するとともに学習意欲の向上を図ります。さらに、心和中学校内に登校支援室「なごみ」を併設し、教育相談をはじめ、保護者同士の交流支援などの行事や研修などの企画及び運営により、不登校支援施策の発信拠点として、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。 ・不登校児童生徒や登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援として、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)をモデル校に設置します。	不登校児童生徒の在籍比率の対全国比	0.97%
教育相談事業			○	○			こどもや保護者が利用しやすい相談体制を整備し、いじめや不登校のこどもが抱える問題の未然防止や早期発見・早期解決のために、こどもの心に寄り添った相談を行います。また、不登校のこども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、身近なところに複数の通所場所を開設し、体験活動や学習活動などの機会を提供する通所事業を実施し、再登校などの社会参加を支援します。	①不登校児童通所事業登録者の社会参加をした割合 ②保護者や学校園等に対し、支援方法等について助言等を行ったことにより相談が終結する割合	①73.6% ②81.1%
特別支援教育相談事業		○	○	○			障がいのある児童・特別な支援が必要となる可能性のある児童の就学、進路、生活面、学習面の指導について、こども相談センターの相談員が専門的な立場から助言します。	－	－
メンタルフレンド訪問援助事業			○	○			こども相談センターの児童福祉司の指導の一環として、引きこもり・不登校児童等の家庭に、こどもの兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして派遣し、遊びや対話を通じてこどもの自主性や社会性の伸長を援助します。	－	－

基本方向3　～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

基本施策1　若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実

施策1　若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します

【重点施策】自己の個性や適性を生かした進路開拓支援									
取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
しごと情報ひろば総合就労サポート事業				○	○		市内4か所に設置している「しごと情報ひろば」では、若年者・ひとり親家庭の親など就職に向けた支援が必要な方を対象として無料の職業相談・職業紹介などを行います。また、「地域就労支援センター」では、働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱える求職者一人ひとりに応じた支援を行うとともに、区役所にも出張して就労相談を実施します。	・事業利用実績 ①相談件数 ②就職者数	①30,903件 ②2,209人

施策2　社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

【重点施策】社会参加に困難を抱える若者への支援									
取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
若者自立支援事業（コネクションズおおさか）				○	○	○	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援します。	・事業利用実績 ①相談件数 ②就職者数	①96.7% ②延べ14,786人
高校中退者への支援策				○	○		若者自立支援事業（コネクションズおおさか）が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINEを活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。	学校連携出張授業を受けた生徒のうち、「コネクションズおおさか」を知り、相談してもいいと思った生徒の割合	75.20%
ひきこもり相談支援事業			○	○	○	○	ひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談に応じるとともに、状況に応じた支援が受けられる適切な地域の関係機関につなぐことを目的に、電話及び面接による相談、精神科医師による専門相談、家族教室、LINEによるSNS相談等を実施しています。	精神科医師による専門相談件数	実22件、延べ52件
生活困窮者自立支援事業				○	○		各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	—	—
困難な問題を抱える女性支援推進等事業					○	○	困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などの多様な支援を包括的に提供する体制整備を図ります。	—	—

基本施策2　結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援

施策1　若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
（再掲）性と健康の相談センター事業									
（再掲）不妊治療費等助成事業									
（再掲）プレコンセプションケア									
（再掲）不育症治療支援事業									

基本方向 4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

基本施策 1 虐待の被害から子ども・若者を守る仕組みの充実

施策 1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します

【重点施策】児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	対象年齢の区分なし						子育て家庭をはじめ、地域住民や子どもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月は、オレンジリボンキャンペーンとして、プロスポンサーチームとの連携、啓発物品の配布、児童虐待防止講演会の開催などを実施します。さらに児童虐待防止にかかる社会的機運が高まるよう、行政と民間団体との連携した取組を推進します。	児童虐待防止啓発活動への連携協力民間団体・企業数	62団体
児童虐待ホットライン等の虐待通告・安全確認事業		○	○	○			子ども相談センターに24時間365日体制で対応する児童虐待専用電話「児童虐待ホットライン」を設置し、専任相談員がフリーダイヤルで、市民等からの通告・相談を受け、迅速な対応につなぎます。また、児童虐待対応協力員を配置し、夜間休日における安全確認を迅速に行います。	①安全確認後、虐待対応進捗管理会議を行い、通告があった児童に対して必要な支援が決定できた割合 ②受電件数	①100% ②3,534件
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		○	○	○			児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図り、子どもに関わる関係機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要な子どもに関する対策を円滑に実施します。	区要保護児童対策地域協議会において、毎月1回以上、実務者会議を開催するほか、個別ケース検討会議等により適切な支援に繋げることができる区の割合	100.00%
児童虐待防止関係機関連携強化事業		○	○	○			要支援児童等を把握しやすい立場にある精神科医療機関、保育施設等に対し、直近の法改正の内容、虐待に関する指針等や適切な通告窓口の周知及び情報提供依頼を行います。 また、区役所職員向けに精神科医師による研修や、体調によらない育児の重要性についての研修を実施し、保護者へ適切な支援を行います。あわせて、区役所窓口等にて、体調によらない育児の重要性についてのリーフレットを配布します。	①保育所等の専門職に対して、保育・幼児教育センターが実施している研修のアンケートにおいて、リーフレットやポスターの内容を知っていると答えた割合 ②区役所職員に対する専門研修受講後に保護者に対して効果的な支援等に繋げるのに「役に立つ」又は「概ね役に立つ」という回答の割合	①95% ②89.7%
児童虐待防止対策研修事業		○	○	○			各区の子育て支援室の職員を対象とし、児童虐待に対して適切に対応が可能となるよう職員の資質向上を図るため、区職員児童福祉司任用前研修や要保護児童対策調整機関研修を実施します。	以下の研修について、受講者の5割以上が研修を修了 ①児童福祉司任用前講習会 ②要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	①44.4% ②37.8%
妊産婦等生活援助事業	○	○					支援コーディネーター及び看護師等を配置した施設において、特定妊婦等の相談に応じ、関係機関と連携して妊娠早期からの切れ目ない包括的な支援を実施することにより、これらの妊婦の安全で安心な妊娠・出産を図るとともに、日齢0日児問題を未然に防ぐことをめざします。	特定妊婦等のニーズを把握し、必要な支援を行う。この達成率を令和11年度まで100%を維持する。	100.00%
未就園児等全戸訪問事業		○	○				福祉や教育等、家族以外の接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的として、乳幼児健診等の未受診や未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が状況を確認できていない子どもの調査を実施し、養育支援が必要な家庭は継続的な支援に繋がります。	安全確認が必要な把握対象児童の状況把握の割合	99.80%
SNSを活用した児童虐待相談事業		○	○	○			コミュニケーション手段として広く浸透したSNSを子育て相談等の窓口のツールとして活用し、子育て中の保護者や子ども等からの相談を受け付け、専門員が対応することにより、児童虐待の未然防止・早期発見につなげます。 事業については、大阪府・堺市の三者で協定書を締結し、大阪府下全体で取り組みます。	-	-
児童家庭支援センターの機能強化		○	○	○			地域の子ども福祉に関する各般の問題について、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じて必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、子ども相談センター・児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行います。	-	-
子ども相談センターの法的対応機能強化事業		○	○	○			児童虐待の対応においては、児童の施設入所の必要性について保護者の理解を得られない等から、家庭裁判所への申立て等の法的対応が求められることが多く、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、子ども相談センターの援助を円滑かつ適正に行います。	-	-
子ども相談センターのスーパーバイズ・権利擁護機能強化事業		○	○	○			子ども相談センターだけでは対応に限界のある高度な専門技術や知識を必要とする事例に対応するため、性的虐待における事実確認面接と性加害児童の治療・教育に関するスーパーバイズ体制を整備します。	-	-
一時保護所		○	○	○			主として、2～18歳までの子どもに対し、緊急に保護を要する場合、又は指導・治療のために短期の入所保護が必要とされる場合に一時保護を実施しています。一時保護所では、児童指導員及び保育士等の専門スタッフにより24時間体制のケアを行います。	-	-
児童虐待通報に係る「消防局」と「子ども相談センター」の連携	対象年齢の区分なし						緊急性の高い児童虐待通報に対し、子ども相談センターと連携を密にして対応する。昼夜を問わない機動力を持つ消防隊が現場出場し、迅速に児童の安全確認を実施することにより、児童虐待による緊急事態の回避・悪化の防止を図る。	-	-
被措置児童等虐待予防への取組		○	○	○			子どもの権利擁護という観点から、子どもが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら自立していくための環境を整える取組や、行政機関、施設など関係機関が共通の認識を持ち、被措置児童への虐待等を予防するための取組を進めます。また、施設運営については、施設職員相互に意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めることや、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織づくりを進めることなど、開かれた施設運営をめざします。	-	-
児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業		○	○	○			児童養護施設等では、職員の離職率が高く人材不足のため、施設の体制が安定せず、被虐待児等の受け皿不足により受入調整に時間を要し、一時保護所の入所期間の長期化につながっています。 こうした課題に対応するため、施設職員の体制を強化し業務負担を軽減するとともに、離職を防止し定着を促進する取組を行うことで、施設における支援力を高め、社会的養護のもとで暮らすすべての子どもが家庭的な環境で育まれ、十分なケアを受けられる体制の構築をめざします。	-	-
(再掲) 家庭教育に関する情報提供や学習支援								-	-

施策 2 虐待を受けた子どもへの支援の仕組みを充実します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
親子再統合（親子関係再構築）支援事業		○	○	○			虐待等により傷ついた親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくために、他機関との連絡調整や親子面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置します。また、学識者等から専門的技術的助言や指導等を受け、親子関係の再構築を支援するためのカウンセリングやプログラム等を実施します。	-	-
子ども相談センターの医療的機能強化事業		○	○	○			子ども相談センターでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、協力病院を指定し、医学的な判断や専門的助言を得るとともに、法医学による鑑定、子ども虐待医療支援検討会の開催等のシステムを整備し、子ども相談センターの医療的機能を強化します。	-	-
(再掲) 児童養護施設における負担軽減・定着支援事業								-	-

基本方向 4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

基本施策 2 社会的養育を必要とするこども・若者の養育環境の充実

施策 1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します

【重点施策】里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
里親子への一貫した支援体制の構築・里親委託推進事業		○	○	○			里親委託の推進を図るため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親等とのマッチング、こどもの里親委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後の支援に至るまでの一貫した里親支援（フォスティング業務）の実施体制を整備し、里親支援メニューの充実を図ります。 令和3年度から、こども相談センター単位でフォスティング業務を段階的に民間委託し、令和6年度には包括的な委託を完了しました。令和7年度には令和4年児童福祉法改正で児童福祉施設に位置付けられた里親支援センター4か所を設置し、こども相談センターと里親支援センターとの連携により、里親養育の支援体制を充実させ、更なる里親委託推進を図ります。	①里親等委託率 ②新規登録里親数 ③登録里親数 ④里親等委託児童数	①19.9% ②25組 ③244組 ④ 207人
小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）		○	○	○			個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな家庭養育を行います。 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）： 専任の養育者の住居で、要保護児童5人ないし6人を受け入れ、一定期間養育する事業で、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者3人以上で養育にあたります。	①里親委託率 ②ファミリーホームの箇所数	①19.9% ②24か所
児童福祉施設の小規模化		○	○	○			虐待を受けたこどもや愛着障がいのあるこどもへの対応には、大規模な集団によるケアでは限界があります。このため、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の拡充を図り、施設におけるケア単位の小規模化を推進します。	小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の定員割合	49.40%
児童心理治療施設		○	○	○			心理的、精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行います。（3か所設置）	-	-

施策 2 家庭支援及びこども・若者の自立支援の仕組みを充実します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
施設退所児童等に対する指導や支援				○	○		児童養護施設等退所予定児童に対して社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、退所した児童に対する職業斡旋や適切な就業環境を得るための職場開拓、並びに就職後の相談等の就業支援を実施します。	-	-
児童自立生活援助事業				○	○		児童養護施設等を退所し、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童について児童自立生活援助事業の利用を承諾し、就労への取組及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。	-	-
身元保証人確保対策事業				○	○		児童養護施設等に入所中又は退所した児童等に対し、就職や進学時、アパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。	-	-
児童自立支援施設			○	○			非行等の問題を抱え、生活指導等を要する児童に対して、寮担当職員が起居を共にし、惜しみない愛情を注ぐことや個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うことにより、児童自身に安心感・安全感・信頼感が構築できるように支援します。また、児童自身の自立に繋がる内面の成長を促す援助や家族間調整を実践します。	-	-
養子縁組民間あっせん機関育成事業	○						予期せぬ妊娠をした妊婦の相談窓口となりうる養子縁組民間あっせん機関に対して質の向上を図るため、職員等の研修費用等を補助します。	-	-

基本施策 3 こどもや若者が抱えるライフステージを通して対処すべき課題を解決するための仕組みの充実

施策 1 こどもの貧困の解消に向けた取組を推進します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
大阪市こどもサポートネット			○	○			支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進します。	①大阪市こどもサポートネットが、教育分野と関係機関等による福祉分野の支援のつなぎに役立ったとする学校の割合 ②スクリーニングで判明した課題のある児童生徒のうち、適切な支援制度につなげられた割合	①92.2% ②95.4%
こども支援ネットワーク事業	対象年齢の区分なし						社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークづくりを支援します。	・ネットワークへの登録団体数	344団体
こどもの居場所開設支援事業	対象年齢の区分なし						地域のこどもたちにとって、食事や学習機会を提供する場、見守りの場、学校でも家庭でもない居場所を通し、地域の大人と関わることの安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができるこどもの居場所が必要とする地域に開設されるよう、本市が開設にかかる経費を補助することで、こどもの居場所を充足させます。	本市が必要とする地域に、こどもの居場所が開設される割合	80.70%

施策 2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します

【重点施策】障がいのあるこどもと家庭への支援

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
障がい児保育事業		○					特別支援保育の質の向上を図るとともに、障がい児の保育施設への受入を促進するため、民間保育施設に対し、特別支援保育担当保育士等の人件費支援及び受入環境を整えるための物品購入経費支援を行います。 また、特別支援保育巡回指導講師派遣事業として、保育施設等における障がい児の実態を把握し、必要な助言・指導を行う職員を雇用することで障がい児受入れ後のサポートを行います。	全民間保育所等のうち、障がい児受入施設の割合	78.00%
私立幼稚園における特別支援教育の充実		○					要支援児受入れのセーフティネット的な役割を担う私立幼稚園等を大阪市要支援児受入促進指定園として指定し、要支援児の就園機会の保障を図ります。	大阪市要支援児受入促進指定園数	73園
発達障がい者への支援		○	○	○	○	○	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族に対する相談支援、ペアレント・トレーニング等の親支援、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援等を実施します。 また、発達障がいのあるこどもの支援について、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。	①発達障がい者支援センターの延べ相談・発達支援件数、延べ就労支援件数 ②専門療育機関の実施箇所数、定員数	①1,761件、820件 ②6か所、280名

基本方向 4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

基本方向 4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

重症心身障がい者（児）への支援		○	○	○	○		医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）が、地域で安心して生活できるよう、対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的なショートステイの利用を必要とする場合にも対応できるように引き続き重症心身障がい児者等短期入所事業を実施します。	利用日数	1,898日
児童発達支援事業		○					児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。	①月あたり利用人員 ②月あたり利用日数	①5,381人 ②67,778日
放課後等デイサービス			○	○			障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と協働して障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。	①月あたり利用人員 ②月あたり利用日数	①10,305人 ②133,229人
保育所等訪問支援事業		○	○	○			保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	①月あたり利用人員 ②月あたり利用回数	①1,042人 ②1,546回
重症心身障がい児訪問相談		○	○				こども相談センターの職員が在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し、家庭での療育や介護等について助言や指導を行うとともに、施設や福祉サービス等に関する情報提供や心理的援助を行います。	-	-
障がい児等療育支援事業		○	○	○			在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児の地域での生活を支えるため、訪問・外来による専門的な療育相談・指導や施設職員への指導等を行います。	-	-
発達支援プログラム冊子の普及・活用		○					発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた冊子「できた！わかった！たのしいよ！」、「できた！わかった！たのしいよ！パートⅡ」を教育・保育施設等に配布するなど、支援の充実を図ります。また、大阪市ホームページに掲載し、広く情報を発信します。	-	-
教育・保育施設等への教職員への研修		○					教育・保育施設等の教職員が、さまざまな障がいのある児童の特性や支援について理解し、保育場面における支援が早期に実施されるよう研修を実施します。	-	-
教育・保育施設等の教職員に対する発達障がい児等に関する相談支援		○					教育・保育施設等の教職員からの発達障がい児等に関する相談に対し、専門的な知識や経験をもつ相談員が指導・助言等を行うことにより、教職員がこどもの特性に応じた適切な教育・保育、保護者に対する子育て支援を行うことができるよう援助します。	-	-
（再掲）特別支援教育相談事業									

施策４ 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します

【重点施策】外国につながる子どもと家庭への支援

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
外国人のための相談	○	○	○	○	○	○	大阪国際交流センターインフォメーションセンター内において、「外国人のための相談窓口」を設置し、各種相談のほか、弁護士による面談での法律相談や行政書士による面談でのビザ相談も実施しています。なお、相談に際しては、通訳（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語）を配置します。	相談件数	4,075件（経済戦略局） 66件（市民局）
識字・日本語教育の推進				○	○	○	外国につながる市民や様々な理由で義務教育を十分に受けられなかった人など、日本語の読み書き、会話が原因で生活に困難を感じる方に学習機会を提供し、社会参加促進を図ります。外国につながる若者等を含む多様なニーズに対応する学習環境を整備し、教室運営・学習支援等を担う人材育成など、総合的な識字・日本語教育の推進を図ります。	・学習者の識字・日本語教室活動に対する満足度	93.00%
外国語通訳派遣事業（公設置公営保育所）		○					大阪市立保育所（公設置公営）に通所している児童の保護者でかつ日本語が苦手な父親や母親等に対し、通訳者を派遣することにより円滑なコミュニケーションを図ります。	-	-
子育て支援施設や児童福祉施設における支援		○	○	○			外国につながる子どもや保護者が増加しており、保護者等とのコミュニケーションを一層円滑に行うため、子育て支援施設や児童福祉施設などへ翻訳機の購入支援を行います。	-	-
（再掲）多文化共生教育の推進 ※外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業含む									
（後掲）ヤングケアラー外国語通訳派遣事業	主たる記載は施策 5 へ								

施策 5 ヤングケアラーへの支援を推進します

【重点施策】ヤングケアラー支援の推進

[illegible]

施策 6 こども・若者の自殺対策

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
ゲートキーパー養成研修				○	○	○	ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のことです。養成研修では、ゲートキーパーとして必要な自殺防止の知識、自殺念慮をもつ人への具体的な関わり方やコミュニケーションスキルを身につけることを目的として実施します。	-	-

基本方向 4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

施策 7 子ども・若者が犯罪に遭わないための環境をつくります

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
市職員によるあんしんパトロール事業		○	○	○	○	○	さらなる犯罪発生件数の減少をめざし、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域で事業に従事する市職員が移動の際、業務用作業車両等に「あんしんパトロール中」のステッカーを添付し、街頭犯罪の抑止に努めるとともに、犯罪等の現場に遭遇した際には、被害者の保護や警察への連絡・通報を行います。	-	-
「こども110番の家」事業		○	○	○			こどもたちが外出先でトラブルに巻き込まれそうになったとき、すぐに助けを求められるよう「こども110番の家」を設けています。地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）に、玄関先など分かりやすい場所へ目印となる旗等を掲げていただくことにより、こどもたちが大人に助けを求めやすい環境を作ります。	-	-
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業		○					パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援します。	-	-
（再掲）こども相談センターのスーパーバイズ・権利擁護機能強化事業								-	-

基本施策 4 子ども・若者の健やかな成長を支える取組の推進

施策 1 子ども・若者の成長を支える医療体制等を充実します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
こども医療費助成制度		○	○	○			0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初3月31日）までのこどもが医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成します。	-	-
小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業		○	○	○			長期療養を必要とするこどもとその家族を対象に、専門医、保健師、栄養士、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療・保健・福祉・教育に関する療養相談会や、患児の療養上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等を行います。各区においては保健師が面接や訪問による相談等を行います。	-	-
休日・夜間急病診療所の運営事業	対象年齢の区分なし						市民の安全で安心な生活に寄与することを目的に、主として医療機関が通常診療を実施していない時間帯（夜間及び休日）において市民が急病になった際に、診療（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）を実施します。	-	-
救急安心センター事業	対象年齢の区分なし						「救急安心センターおおさか」では、看護師が医師の支援体制のもと、大阪府民、全年齢を対象とした、突然の病気やケガに対して救急医療相談や救急病院の案内、応急手当についてのアドバイスなどを24時間365日対応できる体制を整えており、医療相談の内容から緊急性が高い場合には、迅速に救急車を出場させるなどのワンストップサービスの提供を行います。	-	-

施策 2 地域における多様な担い手を育成します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進			○	○			青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けたさまざまな活動を制度として推進します。地域での具体的な活動は各区において地域の実情に応じて実施します。	-	-
子ども会活動の推進			○	○			地域における青少年育成活動の活性化のため、体育活動・文化活動を実施し、指導者・育成者の技能向上及び新たな指導者・育成者となるジュニアリーダー・シニアリーダー育成のために研修を実施します。	-	-
民生委員・児童委員・主任児童委員	対象年齢の区分なし						民生委員・児童委員は、地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手です。各地区の民生委員・児童委員が、日常生活上のことやこどものことについて相談に応じています。 また、平成6年1月に児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」が設けられ児童委員と協力して活動しています。	-	-
地域活動協議会	対象年齢の区分なし						地域活動協議会では、おおむね校区等地域を単位として、これまで地域活動を担ってきた地域振興会（町会）や地域社会福祉協議会などの地域住民の組織をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな地域活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、こども・青少年、福祉など幅広い分野において、活動を行っています。	-	-
多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進	対象年齢の区分なし						市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体が互いに協働し、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによる活力ある地域社会づくりをめざしています。	-	-

基本施策 5 こどもの権利を保障する取組の推進

施策 1 すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します

【重点施策】こどもの権利擁護の取組

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
こども・若者の声			○	○	○	○	令和5年4月施行のこども基本法に基づき、こども施策を実施するにあたり対象となるこども又は若者の意見を反映させるため、大阪市内在住のこどもや若者から、本市の「こども施策」について、思っていること、感じていることなど、さまざまな声を募集します。	・意見聴取件数	106件
未成年後見人支援事業		○	○	○			こども相談センター所長が、親権を行う者のいない児童等で、その福祉のために必要であると判断し、家庭裁判所に対し選任請求を行った未成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を負担します。また、後見人、被後見人の損害賠償保険の保険料を負担します。	①補助件数 ②未成年後見人確保割合	①10件 ②100%
社会的養護と一時保護所で生活するこどもの権利擁護の推進		○	○	○			児童養護施設等の社会的養護やこども相談センターの一時保護所で生活しているこどもに対し、当該こどもの日常生活に関することや措置等について、こどもが十分に理解できるよう説明し、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる決定を行います。また、こども自らの意見を表明する機会を保障し、こどもの意見形成・意見表明等を支援します。	児童養護施設等の社会的養護やこども相談センターの一時保護所で生活しているこどもに対する意見聴取等措置の実施	—
児童養護施設等の研修		○	○	○			施設職員の専門性を高めるための研修やこどもの権利に関する意識を高める研修への参加促進を促し、社会的養護の充実を図るための人材育成が可能な環境づくりをめざします。	-	-
こども・若者に関わる施策検討におけるこども・若者の参画及び意見聴取の取組			○	○	○	○	こども基本法第11条の理念に基づき、こども・若者当事者の声の施策への反映や政策決定過程への参画を促進することを目的に、「大阪市こども・子育て支援会議」にこども・若者委員を委嘱します。	-	-

基本方向 5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

基本施策 1 身近な地域における子育て当事者への支援の充実

施策 1 子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します

【重点施策】誰もが安心して子育てできる取組の充実

取組名		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
男女共同参画センター子育て活動支援館			○	○	○			男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する機能を担う、男女共同参画センター子育て活動支援館において、子育てに関する電話相談・専門相談を行うとともに、子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等を開催し、子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の後方支援を行います。	①相談件数 ②地域子育て活動者研修（実施回数、受講者数） ③提供会員養成講座（実施回数、受講者数） ④各区子ども・子育てプラザ共催講座（実施回数、受講者数）	①4,942件 ②25回、603人 ③4回、212人 ④103回、1,813人
子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ）			○	○	○			次代を担うこどもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会を提供します。	①利用者数 ②利用者アンケート「とても満足」の割合	①591,603人 ②66.0%
利用者支援事業（基本型）			○	○				こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での支援を行います。	①箇所数 ②相談件数	①24か所 ②26,001件
利用者支援事業（地域子育て相談機関）		○	○	○				妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関を設置します。	-	-
こども家庭センターの運営 （利用者支援事業（こども家庭センター型））		○	○	○	○			全ての妊産婦・子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉双方が連携・協働し、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行います。	-	-
こども相談センターにおける子育てへの相談や支援			○	○	○			大阪市内に住む、18歳未満のこどもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や心理検査等を行い、こどもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。	-	-
子育ていろいろ便利帳		○	○	○	○			子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む大阪市の子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進します。	-	-
【新規】	子育てサポートアプリ	○	○					在宅等子育て支援メニューの利用者の負担を軽減するため、子育てサポートアプリを構築します。	-	-
	ブックスタート		○					赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合えるよう、地域子育て支援拠点事業実施施設等において、3か月児健診の対象となる親子に絵本をお渡しし、絵本についてのお話や読み聞かせ体験の実施等を行います。	-	-
	赤ちゃんの駅事業		○					乳幼児と保護者等が、外出中に授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知を図ります。	-	-
	地域子育て支援拠点事業 →基本方向 1 から移設		○					地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。	-	—
【新規】	幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施		○					地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう、幼稚園において、未就園児と保護者の登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなどを行います。	-	-
	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） →基本方向 1 から移設		○	○				子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。	-	-
	子育て応援ヘルパー派遣事業		○					核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭は周囲から支援を得ることが難しい状況にあり、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えるなど、負担は増大している。このため、とりわけ育児にかかる負担が大きい0－2歳児を養育する全ての家庭が利用できる家事・育児支援をヘルパーの訪問サービスにより実施し、安心してこどもを育てられる環境を整備します。	-	-
	親子関係形成支援事業		○	○	○			こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。	-	-
	家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）		○	○	○			子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援。支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を行います。	-	-
	あいりん児童健全育成事業（児童育成支援拠点事業）		○	○	○			あいりん地域において、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	-	-
	あいりん特別保育対策事業		○					あいりん地域において、保護者の傷病・入院、災害・事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保護・保育するとともに、遊びの指導及び生活指導を行うことにより児童の健全育成を図ります。	-	-
	（再掲）母親教室									
	（再掲）父親の育児参加啓発事業									
	（再掲）一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）									
	（再掲）子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）									
	（再掲）病児・病後児保育事業									

基本方向 5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

基本施策 2 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

施策 1 子育てにかかる経済的負担を軽減します

【重点施策】子育てにかかる経済的負担の軽減

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
(再掲) 習い事・塾代助成									
幼児教育・保育の無償化		○					国の幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化され、課税世帯の0～2歳児についても、複数の子どもがいる多子世帯の第2子が半額、第3子以降が無償となっています。 大阪市では、令和6年9月から無償化の対象を第2子まで拡大するなどの独自の取組を進めています。	保育料無償化率（保育料無償化の対象となっている園児の割合）	73.00%
児童手当		○	○	○			次代を担うこどもの発達や成長を社会全体で応援するために、こどもを養育している方に手当を支給します。	-	-
保育料（保育所等）の負担軽減		○					子育て家庭の負担軽減を図るため、大阪市独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準額よりも安く保育料を設定します。	-	-
実費徴収にかかる補足給付事業		○					市の定める保育料とは別に、幼稚園・保育所等が実費徴収する費用（日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費等）について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を給付します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を所定の額まで無償化します。	-	-
学校給食費の無償化			○	○			学校における食育の生きた教材であり全市統一の献立により実施している学校給食について、既存の制度も活用しながら全員全額無償とします。	-	-
教育費等の負担軽減			○	○			経済的な理由により大阪市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助を実施します。（就学援助費） また、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。）に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者（市民税非課税世帯等。ただし、生活保護世帯を除く）に対し、大阪市奨学金を支給します。（奨学金）	-	-
(再掲) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業								-	-
(再掲) こども医療費助成制度									

基本施策 3 家庭の状況に応じた子育て支援の充実

施策 1 ひとり親家庭への支援を充実します

【重点施策】ひとり親家庭への支援の充実

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業		○	○	○	○		愛光会館において、ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングや、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方の就職率	47.70%
養育費確保のトータルサポート事業		○	○	○	○		養育費に関する広報・啓発、弁護士による無料専門相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書などの作成費用の補助、民間保証会社と保証契約にかかる本人負担費用の補助など、養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、ひとり親家庭等の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ります。	①養育費の取決めの割合（母子家庭の内） ②養育費の受領割合（母子家庭の内）	①44.5% ②25.8%
ひとり親家庭サポーター事業		○	○	○	○		各区保健福祉センターに、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポーターを配置し、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細やかな相談支援を行います。また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら離婚前相談も行い、無料弁護士相談等の情報提供や家庭裁判所等への同行支援も行います。区役所の相談日に来所できない方に対しては、母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」での相談を実施します。	・ひとり親家庭サポーターの相談件数	4,965件
ひとり親家庭自立支援給付金事業		○	○	○	○		ひとり親家庭の親を対象に、就職に有利な資格取得や学びなおしの支援のため、一定期間就労と修業の両立ができる環境を整備し、自立した生活を営むことができるよう、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等を実施します。	資格取得後の就職率（ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業利用者の内）	98.00%
ひとり親家庭専門学校等受験対策事業		○	○	○	○		ひとり親家庭の親で、資格を取得するための専門学校等に入校するために一定の準備が必要な方を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。	利用者が合格し、ひとり親家庭自立支援給付金事業を利用する割合	91.60%
相談・情報提供機能の充実	対象年齢の区分なし						各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実を図ります。	-	-
地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携		○	○	○	○		多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めます。	-	-
若年ひとり親家庭等への支援	○	○	○	○			若年ひとり親家庭における困窮度がその他の年齢層より高く、支援につなげる必要があることから10代・20代を中心とした若年ひとり親家庭の親子が気軽に参加できる交流事業を実施し、支援制度の案内や情報交換等を行える場を設けることで、必要な支援につなげていきます。また、これまで情報が届きにくかったひとり親家庭がスムーズに制度にたどりつけるようにリーフレット等を作成し、制度周知を強化します。	-	-

基本方向 5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

ひとり親家庭等日常生活支援事業		○	○				ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、もしくは生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣することで、その生活を支援する。	-	-
児童扶養手当		○	○	○			次のいずれかの状態にあることのある家庭の母、父又は養育者に児童扶養手当を支給します。 ① 父母が婚姻を解消したことも ② 父又は母が死亡したことも ③ 母が婚姻によらないで出産したことも 等	-	-
ひとり親家庭医療費助成制度		○	○	○			ひとり親家庭の方が医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成します。	-	-
母子生活支援施設		○	○	○			配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。	-	-

基本施策 4 こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

施策1 こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
民間住宅への入居支援	対象年齢の区分なし						子育て世帯（子ども（高校生相当以下）を養育している世帯（妊婦がいる世帯も含む））をはじめとする低額所得者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を担わない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録等を推進します。	-	-
子育て安心マンション認定制度		○	○				子育てに配慮した仕様と子育てを支援する環境を備えた良質なマンションを「子育て安心マンション」として認定し、子育て層等にも広く情報発信することにより、子育て世帯の市内居住を促進します。	-	-
市営住宅への優先入居の実施		○	○	○			高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）のこどもがいる世帯を対象とした市営住宅の別枠募集の実施や、「一般世帯向け」区分の公営住宅の申込みにおいて、18歳未満の児童が3人以上いる世帯に対する当選確率の優遇を行います。	-	-
新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度		○	○				市内定住促進のため、初めて住宅を取得する新婚世帯（申込者及び配偶者のいずれもが40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯）又は子育て世帯（小学校6年生以下の子どもがいる世帯）を対象に、住宅ローンに対して年0.5%以内（融資利率を上限とします。）、最長5年間の利子補給を行う制度です。	-	-
子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業		○	○	○			子育て世帯等の市内居住と民間賃貸住宅ストックの有効活用を促進するため、子育て世帯等の入居に資する改修工事を行う民間賃貸住宅オーナーに対して、改修工事費の一部を補助します。	-	-
通学路等の交通安全対策の推進		○	○				こどもが日常的に移動する経路等の安全を確保するために、各区で実施される「通学路の合同点検」や保育施設などの施設管理者が独自で行う点検で抽出された対策必要箇所について、大阪府警本部などの関係部署と連携しながら、交通安全施設（ガードレール等）の整備を実施します。	-	-
住区基幹公園の整備	対象年齢の区分なし						市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園について、現在計画している公園整備を進めています。	-	-
公園遊具等の点検	対象年齢の区分なし						公園遊具は危険予知に乏しい子どもが利用するものであることから、事故を防ぐためには事故の原因となる箇所を早期に発見し、措置を講じることが重要です。ついては、市内公園遊具を含む公園施設の安全を確保するため、年3回の日常点検と年2回の定期点検を実施しています。	-	-
防火防災の体験型研修の充実強化	対象年齢の区分なし						市民、地域、事業者等に対し、災害発生時に防火・防災の担い手として初期消火、早期の通報等の活動ができるようにするための体験型の研修を実施します。	-	-
食の安全・安心に関する情報提供の充実	対象年齢の区分なし						消費生活に関するテーマを取り上げた半日講座において、専門講師を迎えて食に関連するテーマで講座を開催し、情報提供の充実に努めます。	-	-

基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策1 仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します

【重点施策】仕事と子育てをともに選択できる仕組みの充実

取組名	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	概要	施策指標	現状値
「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業	○	○	○	○			「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援」「男性の家庭参画支援」について積極的に推進する企業等を、一定の基準に則り認証し、当該の企業等が社会的に認知されることでその取組が広く普及するよう、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業を実施しています。	女性活躍リーディングカンパニー認証累計件数	889件
大阪市立男女共同参画センターにおける講座の実施		○	○	○			阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館は、男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する施設であり、妊娠中や子育て中の女性を中心に男女共同参画社会の形成に関する講習会、研修会等を実施します。 （対象事業） ・男女共同参画センター子育て活動支援館における講座・セミナー等の実施	-	-